

広瀬川の清流を守る条例(環境保全区域)



- | 特別環境保全区域 | 第一種環境保全区域 | 第二種環境保全区域 |
|--|---|--|
| 歴史的遺産と一体となった緑豊かな丘陵など、自然環境がよく保たれ、広瀬川や流域の自然景観と密接にかかわる眺望域として欠くことのできない区域 | 植生状況がおおむね良好で、自然崖がほぼ人工の加わらない状態で残る区域や、特別環境保全区域の自然環境と一体性を持たせる必要のある区域 | 護岸などによって自然性が失われているものの、特別・第一種環境保全区域と調和するように、自然性の創出に取り組む区域 |

鴨川条例(鴨川環境保全区域)

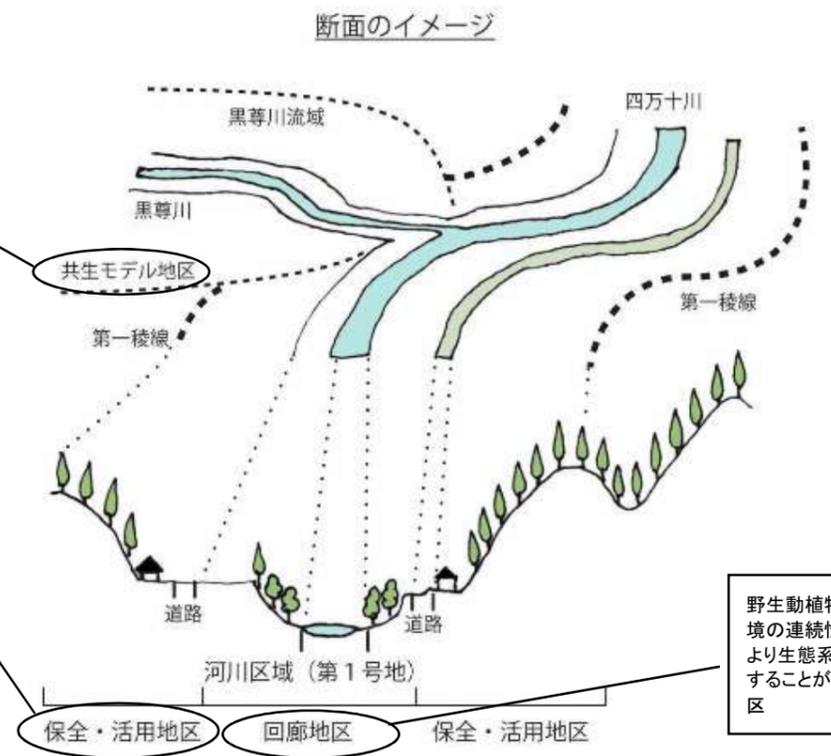


高知県四万十川条例(保全・活用地区)



優れた水質を維持しているとともに、野生動植物の多様性が確保され、かつ、特に良好な景観が維持され、人と自然とが共生している地区

本川又は主要支川に影響を及ぼすおそれのある開発を防止し、一体的な生態系及び景観を保全するとともに、これらと調和した森林その他の資源の活用を促進することが重要な地区



野生動植物の生息・生育環境の連続性を確保することにより生態系及び景観を保全することが特に重要である地区